

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十条第一項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を更新しました。

平成二十五年十一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	更新年月日
高の原メンタルクリニック	奈良市右京一―三―四	平成二十五年十一月一日

二 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	更新年月日
あおぞら薬局	生駒郡三郷町立野南二―八―四一―一〇五	平成二十五年十月一日
アート薬局	生駒郡斑鳩町興留四―一〇―一六	平成二十五年十月一日
阪神調剤薬局奈良帝塚山店	奈良市三碓町二〇七三―五	平成二十五年十一月一日
ハートプラス薬局	桜井市戒重二〇六一六	平成二十五年十一月一日

